

## 条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十八号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」及び「。以下同じ」を削り、「法第三条」を「同法第三条」に改める。

第二条を次のように改める。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第二条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の規定の例による。

第二条の二から第二十一条までを削る。

第二十二条中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改め、同条を第三条とする。

第二十三条中「教育委員会規則」を「埼玉県教育委員会規則」に改め、同条を第四条とする。

附則第一条の二から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。別表を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。